

地域福祉権利擁護事業とは？

物忘れなどの認知症の症状や知的障害、精神障害などによって、必要な福祉サービスや日常的な金銭管理を、自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方を有償で支援する事業です。

郵便物がたまってしまっていてどうしていいかわからない。

支払いを忘れることや、支払おうとしたらお金がないことがある。

銀行でお金を下ろすことが一人では不安。



◆このようなことでお困りの方に定期的な支援をします。

登録型生活支援員とは？

地域福祉権利擁護事業では
専門員と生活支援員がお手伝いしています。

◆**専門員**は、利用者の困りごとや悩みごとの相談を受け、ご本人の希望を聞いて、お手伝いの方法をまとめた支援計画をつくります。契約後も、定期的にご自宅等を訪問し、状況や希望の確認をします。

◆**生活支援員**は、契約後に支援計画にそって、ご本人のご自宅等へ訪問し、福祉サービスの利用手続きや、日常生活の金銭管理のお手伝いをします。

支援に慣れるまでは専門員が同行します。

懇談会や研修会もあるので、初心者でもご安心ください！